

○厚生労働省告示第三百九十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月二十八日から適用する。

平成二十八年十一月七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>【一〇二十二 略】</p> <p>二十三 三―二―（イミダゾ―一・二―b）ピリダジン―三―イル）エチニル―四―メチル―N―</p> <p>〔四―〔四―メチルピペラジン―一―イル）メチル―三―（トリフルオロメチル）フェニル〕ベンズアミド（別名ポナチニブ）、その塩類及びそ</p>	<p>【一〇二十二 同上】</p> <p>【号を加える。】</p>

これらの製剤

二十四～三十三 【略】

三十四 エロツズマブ及びその製剤

三十五～百三十六 【略】

百三十七 ペムブロリズマブ及びその製剤

百三十八～百七十二 【略】

二十三～三十二 【一号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

三十三～百三十四 【二号ずつ繰り下げる。】

【号を加える。】

百三十五～百六十九 【三号ずつ繰り下げる。】

備考 表中の【】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。